

第36号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第10条の4の見出し中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第23条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号オ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。